

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後

別表第2（第2条・第3条関係）

事務	名 称 及 び 額					
1 都市の低炭素化の促進に関する法律	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料					
	……略……					
	(1)	……略……				……略……
	申請に併せて市長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化	イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅	略 (イ) 一の建築物の申請の場合	……略……		……略……
				共用廊下の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		16,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		26,000円

改正前

別表第2（第2条・第3条関係）

事務	名 称 及 び 額					
1 都市の低炭素化の促進に関する法律	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料					
	……略……					
	(1)	……略……				……略……
	申請に併せて市長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化	イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅	略 (イ) 一の建築物の申請の場合	……略……		……略……
				共用廊下の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		16,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		26,000円

(平成24年法律第84号)第54条第1項の規定に基づく	の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	をいう。以下同じ。)	以下同じ。)	ル以内のもの	
				……略……	……略……
				非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
				をいう。以下同じ。)	9,300円
			をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
				……略……	……略……
				建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300円
				建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
				建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
				……略……	……略……
(平成24年法律第84号)第54条第1項の規定に基づく	の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	をいう。以下同じ。)	以下同じ。)	ル以内のもの	
				……略……	……略……
				非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
				をいう。以下同じ。)	9,300円
			をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
				……略……	……略……
				建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300円
				建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
				……略……	……略……
				建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300円
				建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
				……略……	……略……

く 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(2) (1)以外 の場合	……略……				……略……
		イ 共同住宅等	略 (イ) 一の建築物の申請の場合	……略……		……略……
				…略…	……略……	……略……
				共用廊下の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	109,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	138,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	180,000円
				……略……		……略……
				非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	242,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円
		く 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(2) (1)以外 の場合	……略……		
イ 共同住宅等	略 (イ) 一の建築物の申請の場合			……略……		……略……
				…略…	……略……	……略……
				共用廊下の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	109,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	180,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	180,000円
				……略……		……略……
				非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	242,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	242,000円

促進 に 関 す る 法 律 第 5 5 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 低 炭 素 建	低炭素 化の促 進に関 する法 律第 54 条第 1 項各号 に掲げ る基準 に適合 してい ること を示す 書類が 提出さ れた場 合	場合		の合計が300平方 メートルを超え 1,000平方メート ル以内のもの		促進 に 関 す る 法 律 第 5 5 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 低 炭 素 建		場合					
				当該部分の床面積 の合計が1,000平 方メートルを超え 2,000平方メート ル以内のもの	18,000円							当該部分の床面積 の合計が300平方 メートルを超え 2,000平方メート ル以内のもの	18,000円
				……略……	……略……							……略……	……略……
			非住宅 の部分	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以内のも の	6,500円		非住宅 の部分	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以内のも の	6,500円				
				当該部分の床面積 の合計が300平方 メートルを超え 1,000平方メート ル以内のもの	11,000円			当該部分の床面積 の合計が300平方 メートルを超え 2,000平方メート ル以内のもの	18,000円				
				当該部分の床面積 の合計が1,000平 方メートルを超え 2,000平方メート ル以内のもの	18,000円			……略……	……略……				
				……略……	……略……			……略……	……略……				
				ウ	建築物の延べ面積が300平方メート			6,500円	ウ			建築物の延べ面積が300平方メート	

建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査		ア及びイ以外の建築物	ル以内のもの					
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		11,000円			
			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		18,000円			
			……略……		……略……			
	(2) (1) 以外の場合	……略……				……略……		
		イ 共同住宅等	略	……略……		……略……		
				(イ)	…略…	……略……	……略……	
			一の建築物の申請の場合	共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	57,000円		
					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	72,000円		
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	96,000円		
			……略……		……略……			
				……略……				……略……
			建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査		ア及びイ以外の建築物	ル以内のもの		
				建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		18,000円		
	……略……			……略……				
	……略……			……略……				
(2) (1) 以外の場合	……略……				……略……			
	イ 共同住宅等	略		……略……		……略……		
				(イ)	…略…	……略……	……略……	
		一の建築物の申請の場合		共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	57,000円		
					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	96,000円		
					……略……	……略……		
				……略……				……略……

		非住宅 の部分	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以内のも の	123, 000円
			<u>当該部分の床面積 の合計が300平方 メートルを超え 1, 000平方メート ル以内のもの</u>	<u>154, 000円</u>
			当該部分の床面積 の合計が <u>1, 000平 方メートル</u> を超え 2, 000平方メート ル以内のもの	198, 000円
			……略……	……略……
	ウ ア及 びイ 以外 の建 築物	建築物の延べ面積が300平方メート ル以内のもの		123, 000円
		<u>建築物の延べ面積が300平方メート ルを超え1, 000平方メートル以内の もの</u>		<u>154, 000円</u>
		建築物の延べ面積が <u>1, 000平方メー トル</u> を超え2, 000平方メートル以内 のもの		198, 000円
……略……		……略……		

備考

……略……

		非住宅 の部分	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以内のも の	123,000円
			当該部分の床面積 の合計が300平方 メートルを超え 2,000平方メート ル以内のもの	198,000円
			……略……	……略……
	ウ ア及 びイ 以外 の建 築物	建築物の延べ面積が300平方メート ル以内のもの		123,000円
		建築物の延べ面積が300平方メート ルを超え2,000平方メートル以内の もの		198,000円
		……略……		……略……

備考

……略……

別表第3（第2条・第3条関係）

事務	名 称 及 び 額			
1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料			
	……略……			
建築物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 する 法	(1) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分という。以下この表において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。）のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円	
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円	
		……略……	…略…	
	(2) (1) 以外の非住宅部分の場合	ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円
			当該部分の床面積の合計が	145,700円

別表第3（第2条・第3条関係）

事務	名 称 及 び 額			
1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料			
	……略……			
建築物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 する 法	(1) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分という。以下この表において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。）のみの場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
			……略……	…略…
	(2) (1) 以外の非住宅部分の場合	ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業	当該部分の床面積の合計が	145,700円

律 (平成27年法律第53号)第12条第1項及び第13		省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号イに掲げる一次エネルギー消費量(以下この表において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。 <u>2の項、5の項及び6の項</u> において同	<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> ……略……	……略…	律 (平成27年法律第53号)第12条第1項及び第13		省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号イに掲げる一次エネルギー消費量(以下この表において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)に掲げる屋内周囲空間の年間熱負荷(以	<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> ……略……	……略…
--------------------------------	--	---	---	------	--------------------------------	--	--	---	------

条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性		じ。)による場合			条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性	下この表において「 <u>屋内周囲空間の年間熱負荷</u> 」という。)の算出に用いるべきものとして <u>国土交通大臣が定める建築物</u> を用いて評価する方法をいう。 <u>以下この表(5の項を除く。)</u> において同じ。)による場合		
	イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネ	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>284,400円</u>			イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネ		

判定		ルギー消費量を用いて評価する方法をいう。 <u>2の項、5の項及び6の項</u> において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が <u>1,000平方メートル</u> 以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
			……略……	…略…
建築物のエネルギー消費	2	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		
		……略……		
	(1)	非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が <u>300平方メートル</u> 以上1,000平方メートル未満のもの	<u>11,800円</u>
			当該部分の床面積の合計が <u>1,000平方メートル</u> 以上2,000	19,100円
判定		ルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この表 <u>(5の項を除く。)</u> において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が <u>300平方メートル</u> 以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
			……略……	…略…
建築物のエネルギー消費	2	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		
		……略……		
	(1)	非住宅部分の用途が工場等のみの場合		
			当該部分の床面積の合計が <u>300平方メートル</u> 以上2,000平	19,100円

性能の向上に関する法律第12条第2項及び第13条第3			平方メートル未満のもの		性能の向上に関する法律第12条第2項及び第13条第3			方メートル未満のもの	
			……略……	…略…				……略……	…略…
	(2) (1) 以外の非住宅部分の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円		(2) (1) 以外の非住宅部分の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円					
			……略……	…略…				……略……	…略…
		標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円			標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平	257,100円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000	257,100円					

項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変			平方メートル未満のもの		項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変			方メートル未満のもの	
			……略……	…略…				……略……	…略…

更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定					更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定				
3 建築物	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について				3 建築物	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について			

の別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）

の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 第 3 5 条 第 1 項	(1)	……略……				…略…
	申 請 に 併 せ て 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 第 3 5 条 第 1 項	イ ア 以 外 の 建 築 物	…略…	……略……		…略…
		(イ) 一の 建築物 の申請 の場合	……略……	……略……	…略…	…略…
			非住宅部分	当該部分の床 面積の合計が 300平方メート ル未満のもの	9,700円	
				当該部分の床 面積の合計が 300平方メート ル以上1,000平 方メートル未 満のもの	16,700円	
				当該部分の床 面積の合計が 1,000平方メー トル以上2,000 平方メートル 未満のもの	27,100円	
				……略……	…略…	

の別表第1の35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに別表第1の18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について別表第1の35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）

の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 第 3 0 条 第 1 項	(1)	……略……				…略…
	申 請 に 併 せ て 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 第 3 0 条 第 1 項	イ ア 以 外 の 建 築 物	…略…	……略……		…略…
		(イ) 一の 建築物 の申請 の場合	……略……	……略……	…略…	…略…
			非住宅部分	当該部分の床 面積の合計が 300平方メート ル未満のもの	9,700円	
				当該部分の床 面積の合計が 300平方メート ル以上2,000平 方メートル未 満のもの	27,100円	
				……略……	…略…	
				……略……	…略…	

の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 の 認 定	掲 げ る 基 準 に 合 し て い こ を 示 書 類 と し て 市 長 が 定 め る も の が 提 出 さ れ た 場 合					
	(2)	……略……				…略…
	(1) 以 外 の 場 合	イ ア 以 外 の 建 築 物	…略…	……略……		…略…
			(イ)	……略……	……略……	…略…
			一 の 建 築 物 の 申 請 の 場 合	非 住 宅 部 分	モ デ ル 建 物 法 (一) 当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 300平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	87,100円
の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 の 認 定	掲 げ る 基 準 に 合 し て い こ を 示 書 類 と し て 市 長 が 定 め る も の が 提 出 さ れ た 場 合					
	(2)	……略……				…略…
	(1) 以 外 の 場 合	イ ア 以 外 の 建 築 物	…略…	……略……		…略…
			(イ)	……略……	……略……	…略…
			一 の 建 築 物 の 申 請 の 場 合	非 住 宅 部 分	モ デ ル 建 物 法 に よ る 当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 300平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	87,100円

(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定め

性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	出された場合							
	(2)	略	……略……				…略…	
	(1) 以外の場合	イ	…略…	……略……				…略…
		ア以外の建築物	(イ) 一の建築物の申請の場合	非住宅部分 モデル建物法による場合	……略……		…略…	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,100円		
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円		
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円		
					……略……	…略…		
					標準入力法等	当該部分の床面積の合計が300平方メートル	159,100円	
性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	出された場合							
	(2)	略	……略……				…略…	
	(1) 以外の場合	イ	…略…	……略……				…略…
		ア以外の建築物	(イ) 一の建築物の申請の場合	非住宅部分 モデル建物法による場合	……略……		…略…	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	61,100円		
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円		
					……略……	…略…		
					標準入力法等	当該部分の床面積の合計が300平方メートル	159,100円	

費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく	消費性の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す			平方メートル未満のもの		費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく	消費性の向上に関する法律第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す類			方メートル未満のもの	
				……略……	…略…					……略……	…略…

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の	書類として市長が定めるものが提出された場合					
	(2)	略	…略…	……略……		…略…
	(1) 以外の場合	イ	…略…	…略…	……略……	…略…
		ア以外 の建築物	(イ) 非住宅 部分	モデル建物 法による場 合	当該部分の床 面積の合計が 300平方メー トル未満のもの	87,100円
					当該部分の床 面積の合計が 300平方メー トル以上1,000平 方メートル未 満のもの	110,700円
					当該部分の床 面積の合計が 1,000平方メー	145,700円
建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の	市長が定めるものが提出された場合					
	(2)	略	…略…	……略……		…略…
	(1) 以外の場合	イ	…略…	…略…	……略……	…略…
		ア以外 の建築物	(イ) 非住宅 部分	モデル建物 法（一次エ ネルギー消 費量の算出 に用いるべ き標準的な 建築物を用 いて評価す る方法をい う。）によ る場合	当該部分の床 面積の合計が 300平方メー トル未満のもの	87,100円
					当該部分の床 面積の合計が 300平方メー	145,700円

申請 に 対 す る 審 査					トル以上2,000 平方メートル 未満のもの	
					……略……	…略…
				標準入力法 等による場 合	当該部分の床 面積の合計が 300平方メー トル未満のもの	227,100円
					当該部分の床 面積の合計が 300平方メー トル以上1,000平 方メートル未 満のもの	284,400円
					当該部分の床 面積の合計が 1,000平方メー トル以上2,000 平方メートル 未満のもの	367,100円
					……略……	…略…
6	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当し ていることの証明手数料					
建	……略……					
築	(1) 非住宅部分の用途が工場等の みの場合				当該部分の床 面積の合計が	11,800円
物						

申請 に 対 す る 審 査					ル以上2,000平 方メートル未 満のもの	
					……略……	…略…
				標準入力法 等（ <u>実際の 設計仕様の 条件を基に 算定した一 次エネルギー 消費量を用 いて評価す る方法をい う。</u> ）に よる場合	当該部分の床 面積の合計が 300平方メー トル未満のもの	227,100円
					当該部分の床 面積の合計が 300平方メー トル以上2,000平 方メートル未 満のもの	367,100円
					……略……	…略…
6	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当し ていることの証明手数料					
建	……略……					
築	(1) 非住宅部分の用途が工場等の みの場合					
物						

のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成				
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
			……略……	…略…				……略……	…略…
	(2) (1)以外の非住宅部分の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円		(2) (1)以外の非住宅部分の場合	モデル建物法による場合		
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円					
			……略……	…略…					
		標準入力法等による場	当該部分の床面積の合計が	199,200円			標準入力法等による場		

28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築	合	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築	合		
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
		……略……	…略…			……略……	…略…

				物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更 に該当				
物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な 変更 に 該 当								

していることの証明					していることの証明				
備考 (1) <u>省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の1の項(2)、2の項(2)、5の項(2)イ(イ)又は6の項(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</u> (2) <u>省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のため</u>									

に誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の3の項(2)イ（イ）又は4の項(2)イ（イ）に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項(1)の規定により算出した額とする。

(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の2の項(1)の規定により算出した額とする。

(5)～(8) ……略……

(9) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されて

(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項(1)の規定により算出した額とする。

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の2の項(1)の規定により算出した額とする。

(3)～(6) ……略……

(7) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されて

いる場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

(10) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。

(11) 向上計画認定申請手数料等について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

(12)～(16) ……略……

いる場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

(8) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。

(9) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

(10)～(14) ……略……

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。